

特254

712

NOUVEAUX COURS DES RELIGIONS JAPONAISES

神 道 論

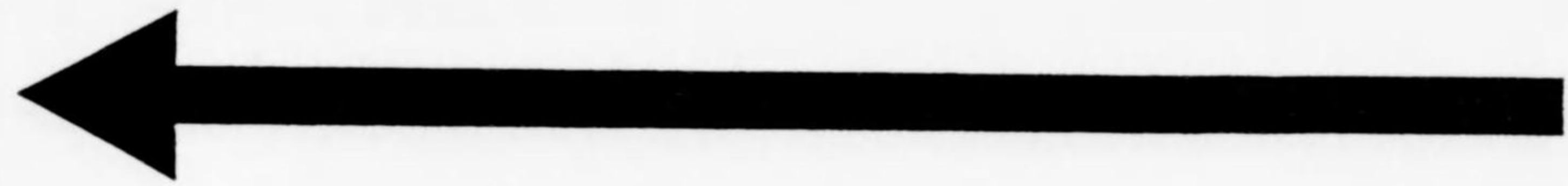
加 藤 玄 智



東 方 書 院



始



特 254
712

神
道
論

加
藤
玄
智



目次

第一章 宗教の種々相と神道……………一

第一節 神道と云ふ用語の限定……………一

第二節 神人同格教と神人懸隔教より見たる神道……………二

第三節 自然教と文明教より見たる神道……………四

第四節 國民的宗教(部族的宗教)と世界的(普遍的)宗教より見たる神道……………七

第五節 傳道教と非傳道教より見たる神道……………九

第六節 個人教と團體教より見たる神道……………二一

第七節 有開祖教と無開祖教より見たる神道……………二五

第八節 有聖典教と無聖典教より見たる神道……………二六

第九節 他依教(客觀教)と自依教(主觀教)より見たる神道……………一九

第十節 來世教と現世教より見たる神道……………二二

第十一節 有造物主教と無造物主教より見たる神道……………三三

第十二節 既滅教と活在教より見たる神道……………三五

第十三節 固有教と輸入教より見たる神道……………三五

第二章 孔子教を回顧して神道との比較に及ぶ……………三五

第一節 孔夫子の教に於ける天の信仰……………三五

第二節 孔子教に於ける孔夫子の位置……………三八

| | |
|------------------------------------|----|
| 第三章 宗教の自體より見たる神道と神道の要諦 | 三 |
| 第一節 宗教の形式的及内容的考察 | 三 |
| 第二節 以上の視點より見たる神道と神道の重點 | 三 |
| 第四章 憲法の信教自由の問題と國家的神道の宗教非宗教問題 | 六 |
| 第一節 我が憲法の信教自由は制限的(條件的)か無制限的(無條件的)か | 六 |
| 第二節 神道を自然教期の産物と見る僻見 | 九 |
| 第三節 固有宗教と輸入宗教を同一視する論者の矛盾 | 一〇 |
| 第四節 國體と憲法、能規所規の考察 | 一〇 |
| 第五節 宗教學者の見たる我が憲法の信教自由の意義 | 一三 |
| 第六節 諸教諸宗の一致點 | 一七 |

神道論

加藤 玄智

第一章 宗教の種々相と神道

第一節 神道と云ふ用語の限定

本講座に於て、神道詳しく云へば、神社信仰の宗教非宗教問題に就て、從來諸方にて卑見を述べた所を、少々他の方面から考察して申述べて見たいと思ふ。

先づ第一に明かにして置き度いのは、神道と云ふ余の用語の限定である、こゝでは廣義に使用するとき、一切の神道即ち政府も明かに之を宗教と認めて、佛基二教と同一待遇を與へ、文部省の宗教局で取り扱つてをる十三派の神道も、亦之れとは異つて、内務省の神社局で取り扱つてをる神社、詳しく云へば、その神社に關する信仰、更に進んで云へば、その信仰の國家的基礎とも謂ふ可き、一種獨特な我國體に關する國民の信念、換言すれば、神社神道國體神道をも、皆引きくるめて、神道と云ふ用語で、之を呼ぶし、若し狹義に使用する時は主として此國體神道神社神道を指して神道と呼ぶつもりである、而て此國體神道神社神道を併せ稱して、余は國家的神道の名稱を用ひ、以て之を宗派神道に對立させて置く、その方が議論を進めて行く上に、混雜を避ける便利があるからである、則ち余の此立場か

ら考へれば、寧ろ左の如く之を云ひ現はした方が善い、則ち神道は之を二分して、國家的神道と宗派的神道とする。而て國家的神道は、更に之を二小分して、神社神道と國體神道とする、而てこの立場から、宗派神道が宗教であると云ふことは、云ふ迄も無いから之を評論せず、國家的神道の方は、之れも矢張宗教學上十分宗教たる性質を具備してをるものであると云ふことを述べ、且つその宗教とは宗教學上如何なる性質の宗教であるかを考へて見たいと思ふのである。

第二節 神人同格教と神人懸隔教より見たる神道

宗教は小異を捨て、大同を取つて之を考へれば、宗教の特色を神人同格教と神人懸隔教との兩者に分別して見る。とが出来ると思ふ。猶太教、回教などは、神人懸隔教に屬す。婆羅門教や佛教や古代の希臘羅馬の宗教及び日本の神道などは、神人同格教に屬する方である。基督教は元、神人懸隔教の猶太教に淵源してをるから、其來歴系統から之を云へば、神人懸隔教であるが、餘程その形が緩和して、神人同格教の中へ足一歩履み込んでをる觀がある、然し佛教に對立して見る時は、基督教も神人懸隔教に屬せしめて差支無からう。而て之を民族の上から云へば、印歐民族即ちアールヤ民族の中から出た婆羅門教や佛教や古代の希臘羅馬の宗教は、何れも神人同格教である。之れに反してセム民族から出た猶太教基督教回教は、神人懸隔教の系統に屬するものであると云へる。そこで神人懸隔教は神と人間の間に懸隔させ、その間の距離は非常に大きいものであると主張する、神人懸隔教に由れば、神と人とは種類の差で程度の差で無い、従つて人はどこまで行つても神と成ることは出来ぬ、非常に神に近づくことは出来やうけれど

も、人は到底神そのものになることは出来ぬ、斯くの如く神人の間は懸隔してをる、故に神も人にはならない、神人懸隔教の中の神が人になつたと教ゆるものがあれば、それは神人懸隔教の本來の形が崩れ、或變化を受けたものである。之れに反して神人同格教の場合に於ては、神が人になつて表はれ、人が神になることも平常の茶飯事である、一例を以て之を云へば、佛教が即身成佛を教へ、父母所生身即證大覺位と説くのも皆それで、佛教の開祖釋迦牟尼自ら此大覺位に登り、佛陀覺者になつたと云ふのも、宗教學上から考へれば、畢竟、人が神になつたと云ふ事に外ならぬ、又古代希臘の神人同格教に於ても、海軍の水師提督リサンドロスが生きてをる中から既に神體を以て遇せられ、有名なアレキサンダ大王は生きてをる中にツオス、カモン神の化身であるとされ、希臘のテメトリオス、ポリオルケテスと云ふ人は、生きてをる中から矢張神として神壇を供へられ、人はその神託を聞いたのである、羅馬の有名なるシーザは、死後神に祭られ、アウグスツス皇帝に至つては、生きてをる中から、早く既に神とされてをつたことは、アレキサンダ大王と同一である、こゝに希臘羅馬の宗教に於ける皇帝崇拜や偉人崇拜が現はれて來た、是れ一にその宗教の性質上神人同格教である爲めである、彼の基督教の使徒ポロロやバルナバが基督教を希臘に布教した時に、希臘人はその熱心に動かされて、ポロロとバルナバの兩人はヘルメス神とツオイス神の化身化現であらうと信じて、デメトリオス、ポリオルケテスの場合の如く、御供物を献げて之を祀らうとしたが、ポロロとバルナバの兩人は、元來神人懸隔教系の信仰を有つてをるのだから、此の光景を見て、大に驚いて、早速之を差し止めたことと云ふことが使徒行傳に見える、こゝにも能く神人懸隔教と神人同格教の差異が分かるのである、今この立場から見ると、神道も、宗教學上神人懸隔教と云ふ宗教では無いが、神人同格教と云ふ宗教だと云ふことが分かる、則ち神社の祭神の一部は生前若くは死後に神

として祀られた人々の祖先英雄偉人が有るからである、一言以て之を云へば人間崇拜が神道の一特色を爲してをる。之れは全く神道が神人同格教の性質を持つてをるからの事である、神道の眞の意味に於ける人間神は、一度は歴史上實在の人間であつたことは明かである、東照宮にしても、湊川神社にしても近くは乃木神社にしても、何れも皆歴史上の人間を祭神としたと云ふことは、勿論であつて、猶太教のヤーエーや回々教のアラーや婆羅門教の梵天などは大に趣を異にしてをるけれども、而もさう云ふ歴史上に在つた人を祀つて神とした人間神は前にも述べた通り神人同格教には到る處に之を見ることが出来るのである、それだから神人同格教の名稱が附くので、佛教は固より希臘羅馬の偉人崇拜皇帝崇拜など、一々之を證明して餘り有ると思ふ、この點から考へて見ても、一般に神道若くは國家的神道が神人同格教と云ふ一つの宗教であると云ふことは、寸毫も疑の餘地が無いことと思はれる。

第三節 自然教と文明教より見たる神道

宗教學者は宗教を分類して、之れを自然教と文明教とに區別する。自然教はまだ自然うぶの儘の信仰であつて、所謂自然民族の宗教は是れであるし、歴史的には人類文化の進歩が、その自然的階段、文明未だ開けざる時代に於て表はれた宗教は則ち之れである、然るに宗教が進んで、道德の意識も哲學の考もその中に取り込んで来て、文明社會の宗教として現はれて來れば、こゝに宗教は文明教となつて現はれて來るのである、故に文明教は智的倫理的宗教である、宗教としては幼稚な天然崇拜、咒物崇拜、トテム崇拜、希臘羅馬や、埃及バビロニア等の神話に充ちた古代宗教は、何れも自然教であるし、佛教などが、諸惡莫作、諸善奉行、自淨其意、是諸佛教と説いて、道德的に惡を去つて善に就き清き心に住するのを以て、宗教の要諦と説き、耶蘇が「心の清き者は福なりその人は神を見ることを得可きが故に」と教へたのも皆此階段に屬する宗教で、今日迄の文明教中その最高發達を遂げたものである、佛教が慈悲と云ふ道德上の範疇を以てその教の根本義として、佛心者大慈悲是也と教へ、基督教が博愛を以て其指導原理として、「神は愛なり」と説いて、愛神愛人の根本原理の上に、人道主義の宗教を打ち立て、來た所は、明かに文明教の精神である、而てこゝで更に考へて置かなければならぬことは、歐洲人の古代宗教や、その所謂近東の宗教と、今日彼等の宗教である基督教との關係は、大體彼等固有の宗教は自然教期から出發して、僅に文明教期に足を履み入れた位の所で、その自然期の宗教は、基督教と云ふ文明教を以て、代られて仕舞つたのである、希臘羅馬の宗教が基督教に征服されて仕舞つたのは則ち是れである、その他埃及バビロニア、アツシリヤの古宗教の滅亡と、基督教との關係も亦之れに類するのである、今日埃及の古宗教やバビロニア、アツシリヤの古宗教は、考古學上その發掘物が西洋人の注意を惹くと云ふに止りて、今日毫も宗教上何人の現實意識ともなつて居らないのである、その宗教は既に死んだ宗教で、既滅教である、今日生きた宗教としては、基督教及回々教が近東の宗教になつて仕舞つたのである。

然るに眼を轉じて、日本の宗教界を瞥見すると、文明教に屬する佛教は輸入されたけれども、日本固有の宗教である神道は、決して消滅して居ないのである、十三派の神道にしても、國家的神道にしても、依然として今日我が國民の中に、現實にその宗教意識となつてをるのである、之を逆に云へば、神道殊に國家的神道はその自然教期から文明教期に亘つて、連綿として、その信仰は日本國民中に尙生きてをるのである、神道がその起源を主として天然崇拜と人間崇拜とに發して、自然教期の宗教であつたことは勿論であるが、今や儒佛の影響もその中に加はつて、文明教期

の宗教となつて開展して來てをる、佛基二教の道德原理である、慈悲や博愛に對立して、神道はその指導原理として正直、至誠の徳を高調し、時に佛教の影響もその中にあらうが、神道が慈悲の教をも吾人に説いてをる、神道の自然教期に主として尊重された外清淨（肉體の清淨）に對して、その文明教期に在つては内清淨（精神の清淨）が鼓吹されて來てをる、「神は非禮を享けず」との信念も亦こゝに胚胎してをる、斯く日本人固有の信仰、その傳統的宗教であつた神道は、自然教期から文明教期に延びて、その間毫も切斷することなく、他教に由つて取りて代はられると云ふ様なこともなく、一系連綿として、自然教期から文明教期に亘つて、同一主權者を戴ける同一國民の中に、二千有餘年間存在してをる、之れを余は神道の特殊連綿性と名づける、（余の英文「神道研究」頁二〇四）古代の希臘羅馬の宗教はその國家の滅亡と共に生ける信仰としては死滅に歸して、基督教が之れに代つた、猶太教の如き亦その國家の滅亡と共に、基督教の世界的宗教に由つて代られて仕舞つた、但し猶太教は、その所謂「打ち散らされた者」即ち猶太の亡民の中の信仰として、今日尙存在してをることは、印度の耆那教が今日尙印度人の一部の宗教を形成し、支那の道教が今日尙支那人の一部の國民的信仰を成し、元の婆羅門教の變形即ち印度教が、今日尙印度人の實際信仰を形成してをると同様であるが、猶太教、道教、舊新婆羅門教、何れも皆、二千有餘年來、同一主權の下に、團結して來て居る日本國民の宗教たる我が國家的神道が、連綿として、宗教發達の自然教期と文明教期とに亘つて恒存してをるものは、同日の論に於て、そこに餘程趣の違つた所がある、之れを余は神道の特殊連綿性と名づけ、之を以て國家的神道の一特色と見たいと思ふのである。

第四節 國民的宗教（一部族的宗教）と世界的（普遍的）

宗教より見たる神道

宗教は又之れを二つに大別して、國民的宗教と世界的宗教即ち普遍的宗教とすることが出来る、勿論宗教の發達階段に於て、まだ國民的宗教に迄進展せぬ時の宗教は部族的宗教であるが、それは重大な關係がこゝには無いから便宜上國民的宗教と世界的宗教とに就いて、考察を進める、國民的宗教は部族即ちトライブが成育して、國民と云ふ團體に發達して來た所に現はれて來る宗教である、他國民に對して自國民の自覺が旺盛になつた時に、之れに伴つて現はれて來る宗教である、古代猶太のエホバ即ちヤーエー神の信仰や、希臘アテーン府の守護神アテーネの信仰、アツシリヤの守護神アツスル神の信仰の如き則ち此好適例である、猶太の場合で云へば、ヤーエー神は猶太人の特別守護神で、善惡を問はず猶太人を守護する國民的な鎮守の神である、猶太人は其神から特に選出された特別の「選民」であると考へてをつた、従つて神も猶太人が、ヤーエーを捨て、他國の神々を禮拜することを痛く嫌ひ給ふ所の性質を有つた神である之れを舊約全書では「妬の神」と云つてをる、之れに反して世界的宗教の神になると、何れの國籍の人民であらうと、善人なら神は之を助け、惡人なら神は之を嫌ふと云ふ風に、國民別に由りて、その恩寵を一一にするので無く、善惡と云ふ様な之を古今中外に施して譯らず悖らざる原理を基準として、信者に接すると云ふことになる、基督教が無條件の愛を説き、佛教が無縁の大慈悲を教ゆるのも、畢竟之等二教が世界的普遍的宗教である爲めである、ところで、神道の中でも、特に國體神道神社神道の如き、余の所謂國家的神道は、此二種の宗教の何れに屬するかと云ふと

云ふ迄もなく國民的宗教である、神社の神々は日本國民の神である。特に日本の國家に動功があつた英雄偉人を、祭祀した神社の如きに至れば、全くさうである、之れは國民的宗教であつて、世界的宗教では無い、故に皇祖天照大御神は、一朝國家に大事件の有つた時は、常に日本の國家を幽冥の裏から、守護せられてをる、記紀の記事を讀んでも例之神武天皇御東征の際の如き、皇祖天照大御神は、影の形に従ふが如く、天皇に付き纏つて、天皇を御守護遊ばされてをつた、又神功皇后三韓征伐の際も同様であつたし、降つては蒙古襲來の際の如き、伊勢の神風となつて現はれ流石の大蒙古軍もこれには辟易して、生きて還る者僅に三人の傳説さへも残した位である、注意すべきことは、昔波斯の大軍が希臘に攻め入つた時に、サラミス灣等の海戦に風波を起して波斯軍を撃退したのは、矢張ボレアスと云ふ希臘の風神風伯の力で、こゝにも希臘の國民的宗教の神であるボレアスと云ふ風神は希臘國民に味方して、その國敵たる波斯軍をやつゝけて居るのである、蒙古の大軍伊勢の神風に破滅して玄海灘又敵艦の隻影をも見ぬ様になつたので、北畠親房は、その天祐と神助とに感激して左の如く云つてをる。

蒙古軍多く船をそろへ、我國を侵す、筑紫にて大合戦あり、神明威をあらはし、形を現じて、ふせがれけり、大風俄に起りて、數十萬艘の賊船皆漂倒破滅しぬ、末世と雖も、神明の威徳不可思議なり、誓約の變らざること、これにておしはかるべし（神皇正統記、二の二四）

この誓約とは猶太の舊約書に所謂カベナントで、國民的宗教の特色は、此兩者に於て符節を合はす如く、能く表はれてをる、それだから神道の祈禱は國家皇室の爲めに祈る所の公的祈禱であつて、個人の私事は少ない、是れ神道が國民的宗教である當然の歸結である、神道は國民的宗教中に於て、恐く最も寛容的な宗教であるが、而も尙異國の宗教

である佛教寺院が、伊勢大神宮の餘り近い所に立つてをると云つて、天照大御神が崇をされたことが國史に見えてをる、則ちこゝにも國民的宗教の神に在す天照大御神は、ヤーエー神と同じく、その國民が他國の神を信奉することを尙御嫌ひ遊ばすと云ふ有様が見える、こゝにも國家的神道は、ヤーエーの信仰、アツスールの信仰と同じく、日本の國民的宗教であると云ふことを能く現はしてをる、是れ谷重遠が

「我國之道、獨立守我國、上一人至下萬民、朝夕仰習、而他國人、不能通之（秦山集、二〇の二一）

と云つた所以である、この事は獨り國家的神道ばかりで無く、同じく國史の上に現はれてをる神々を多く祭神としてをる宗派的神道にも或點迄當てはまるので、その意味からは、宗派的神道も尙國民的宗教とも云へやうが、然し宗派的神道になると、國家的神道とは餘程趣が違つて、中にはその祭神に、國家の歴史とは何等關係の無い者も出て來るし——例之、金光教の天地金神カネノカミ即ち天地を兼ね包んだ至大至高の神たる天地兼神カネノカミなどは日本の歴史記紀の神代卷とは無關係の神であるし——又黒住教の如く、至誠と云ふ様な道德上の普遍原理が、その教の根本主義となつてをるものに於ては、元來歴史的には國民的宗教であつた神道も、宗派的神道に於て、稍普遍的な世界的宗教の色を帯びて來てをると云ふことは注意す可きである、則ち宗派的神道は、此點からは、宗教學上、准世界的宗教とも云へやうと思ふ。

第五節 傳道教と非傳道教より見たる神道

宗教には、その信仰を一國民にのみ限り、之を他國民に及ぼさないものと、斯る國民的の障壁を撤して 如何なる國籍の人々にも、一視同仁、其教を布いて、同一信仰に住せしめやうと云ふものとの兩者がある、前者を非傳道教と

呼び、後者を傳道教と名づけるのである、國民的宗教は非傳道教であるし、世界的宗教は傳道教である、佛基二教の如きものが傳道教の標本を成し、猶太人のヤーゴエー信仰や、その他古代各國民の國民的宗教が非傳道教の性質を以てをすることは云ふ迄も無からう、猶太人のヤーゴエーの如きは所謂「妬の神」で、その人民が他國の神々を信奉することを欲せざる神である、従つて他國人がヤーゴエーの教を奉ずる選民となり、ヤーゴエー宗教に改宗しようと云つても、寧ろそれを拒絶する性質の神である、こゝに耶蘇出世前に能く現はれてをつた猶太人の隔絶主義が生ずるので、他人種と結婚もせず、食卓をも共にしないと云ふ、猶太人の隔絶主義が存するのである、それだから猶太人はその所謂赤化思想はどしどし世界國民へ宣傳してをるけれども、その宗教たる猶太教は決して傳道をしなない、若し他國人にしてその宗教の信者として、神の選民たゞ猶太人の中間入りをさして呉れろと申し出して來ても、猶太人は必ず之れを拒絶するのである、かう云ふ風に國民的宗教は非傳道教である、唯その民族の特性に應じて、その方面が能く現はれてをるか、又は左程でも無いかと云ふ程度の差が有るのみである、國家的神道の如きは、他面に於て寛容的の性質が有るから、その隔絶性が餘程緩和されて來てをるが、矢張り非傳道教の性質があることは覆ふ可らざる事實である、一言以て之れを云へば、國家的神道はその名の示す通り、國民的宗教の範圍に屬するものである、宗派的神道に至つては半ば國民的、半ば世界的の宗教たる性質を帯びて來て、准世界的宗教とでも謂ふ可き位置に立つてをるものであると思ふ。

そこで最後に一言注意して置き度いことは、神道殊に國家的神道の比較研究には、之を佛基二教の如き世界的にして傳道教である宗教と比較して見るのも結構だが、時には又その同一範疇に屬する他の國民的宗教即ち猶太教とか婆

羅門教とか又は古代のバビロニヤ、希臘羅馬等の國民中に存してをつた國民的宗教との比較研究が必要であると思ふ從來は此方面の研究が乏しかつたと云ふよりも皆無であつた、爲めに神道の宗教的特色が十分に理解されなかつたのだと思ふ、殊に國家的神道と希臘の國民的宗教であるその古代宗教との比較研究が大切であると思ふ、このことは特にこゝで一言して置く。

そこで此立場から考へれば、能く耳にする議論だが、日本人の神社信仰の如きは、基督教や佛教に比べれば、大分遠ふから宗教で無いと云ふ議論である、成程國家的神道は基督教や佛教とは大分違ふが、それだから、世界的宗教では無いと云ふ結論には達せられやうが、それだから、一足飛びに宗教で無いと云ふ結論はどこからも出て來ない、何ぞなれば國家的神道は、世界的宗教である佛基二教とは違つても、能く希臘羅馬アツシリヤ猶太等の諸國民の宗教の如く、國民的宗教であり得るからである。

第六節 個人教と團體教より見たる神道

宗教には團體單位のものと、個人單位のものとがある、國民的宗教や部族的宗教は團體教であるし、佛基回の如きは個人教である、部族的宗教や國民的宗教に在つては、苟もその部族その國民に生れ付いた以上は、厭やでも應でも自己の屬する部屬や國民の信仰に生きなければならぬ、自分丈獨りで、違つた勝手な宗教を信ずると云ふ譯には行かない、それだから面白い話には、基督教を蠻地に傳道する時は、先づその地の酋長を精神的に俘にして、彼一人を改宗さしてさへしまへば、一部落擧つて基督教に改宗させることは、易々たるものである、それは部族的宗教と云ふ

ものが團體的であるので、それが實は個人的宗教である基督教に迄推し及んだのである、然るに佛基回の如き世界的宗教になると團體單位から轉じて個人單位になつて來てをる、どここの國籍の人間でもその宗教に改宗すればその信者となることが出来るのである、是れ佛教に於ては、印度の四大河が共に印度洋に放流して仕舞へば、又更に四大河の區別が無くなつて仕舞ふ如く、婆羅門族だらうが毘舍族だらうが、刹帝利族だらうが、將又首陀羅族だらうが、そんな區別はすつかり無くなつて仕舞つて同一鹹味の佛陀大慈悲海の水になつて仕舞ふと教へた如く、民族階級の差別撤廢である、基督教に在つても亦同様で一度斯教の中に入つた以上は、最早猶太人だとか希臘人だとか、主人だとか、奴隸だとか、男とか女とか云ふ區別もなくなつて、等しく同一信仰の中に更生した同胞兄弟であると教へ、甚しきに至つては、父母を離れ姑舅を離れて、その自己の信仰に邁進す可きことを教へてをる、子をその父に背かせ娘をその母に反かせる教とは則ち是れである、是れ又その教が個人單位であつて、家族とか部族とか國家と云ふ團體を單位にしない宗教だから、かうなつて來るのである、世界的宗教は個人的宗教であり、それは聽がて又超國家的即ち超團體的の性質を有して來てをる、是れ個人教と團體教の異なる點である、然るに國家的神道はその何れに屬するかと云ふに、それは勿論一度は部屬的でもあつたし、遂には國民的宗教として立ち、今でも日本國民の宗教即ち國民的宗教である、それだから、「神社は國家の宗祀」であつて、一個人の私す可きもので無いと云はれ、神社に於ては、戰勝祈禱が行はれ、國利民福の御祈が執行される所以で、延喜式の祝詞が如何に國民的禱詞であつて、個人の利害冥福を祈るので無い所以が能く分かる、蓋し國民的宗教である所の國家的神道の立場から云へば、それは又當然の事柄であるからである、然しそれを以て神道は宗教で無いと云ふならば、古代希臘の宗教は如何、イスラエルの宗教は如何、古代羅馬

の宗教は如何、アツシリヤ、バビロニヤ何れの國民的宗教の神に祈願する所を取て考へて見ても、大體それは個人的では無くてその國家々々を主とする團體的祈願である、是れ實に個人教でない團體教に於ては、正に是の如くならざるを得ぬからである、個人教のみが宗教でなくして、團體教も亦人類發展上の一階段に於ける宗教の一形相であると云ふことを思へば、國家的神道が一つの宗教であると云ふことは燎々として火を踏るより明かな事實であると思ふ。

第七節 有開祖教と無開祖教より見たる神道

人動もすれば、國家的神道には開祖が無いから宗教で無いと論ずるのである、成程佛教基督教回々教の如きは何れも明かにその宗教の主人公たる教祖即ち開祖がある、然るに日本の建國の昔からその國民間の信仰になつて居つた所の我國家的神道には誰れがそれを開いたと云ふ開祖が無い、それだからかう云ふ神道は宗教でないと思はれるかも知れぬが、然し宗教學上世界人類の宗教を取り調べて見ると、さう云ふ風に開祖の分つてをる宗教は寧ろ佛基回の如き極少數の宗教に限り、世の中で宗教と云はれてをるものゝ中で、開祖の無いものゝ方が、その數から云へば、寧ろ多いのである、埃及、印度、バビロニヤ、希臘、羅馬等古代各國民の宗教から、延いて南洋亞弗利加等の部族的宗教に至つては、斯る開祖など云ふものは、全く無い、それはその民族の中に、自然に發生して來た所の民族間の信仰である、さう云ふ宗教は事實その數限り無いのである、之に反して佛基回の如き開祖のある宗教の方が、數の上からは大變少いのである、それだから宗教は寧ろ之れを二分して、有開祖教及無開祖教と爲し、國家的神道の如きは、その無開祖教に屬するものであると考へた方が穩當である、國家的神道は開祖の無いと云ふ點で之れが宗教であると云ふ權

利を剝奪する理由は毫末も無いのである、それは有開祖教では無いが、無開祖教と云ふ矢張一種の宗教であることは勿論である、況や宗派的神道に至れば、その多くは開祖も知れてをる、例之黒住宗忠の黒住教の如き、井上正鐵の禊教の如き有開祖教である、金光教天理教然らざるは無いのである、かう考へて来れば神道の中には有開祖も亦存してをることも注意して置かなければなるまい。

第八節 有聖典教と無聖典教より見たる神道

世間で能く云ふことであるが、基督教にバイブルと云ふ聖典があるし、佛教には一切經と云ふ浩瀚な聖典があり、回々教にはコランと云ふ聖典があるから、是れ等は皆な宗教であるが、國家的神道にはさう云ふ聖典が無い、それだから國家的神道は宗教で無いと云ふ議論がある、成程佛基回の三世界的宗教は聖典がある、それだから之れ等は宗教であるが、國家的神道には之れに匹敵すべき聖典が無い、それだから宗教でないと議論して来るならば、世の中には實際宗教であつて、而もこの譯つた觀察の爲めに、宗教たるの權利を失はなければならぬ宗教が、殆ど數限り無く出て來ると思ふ、詳言すれば前に申した無開祖教は、大抵皆、無聖典教である、アイヌの宗教、臺灣の生蕃の宗教に、どこにさう云ふ聖典があるか、全體彼等には、聖典を筆す可き文字が無いことは、日本の上古に文字が無かつた(古語拾遺)と同一である、それだからさう云ふ聖典の存在す可き餘地が無いのである、而もアイヌや臺灣の生蕃も亦能くそれ／＼各自の宗教を有つてをることは、アイヌの宗教の研究家バチエラーは、アイヌ宗教の多年研究の結果、先年英國の大學から學位を得たし、臺灣總督府の宗教調査報告は、明かに生蕃に彼等の宗教が存してをることを、吾人に

告知してをる、それだから國家的神道に、佛基二教の有する様な聖典が無いからと云つて、それだからさう云ふ神道は宗教で無いと云ふ論断は出來ない、若しさう云ふ風に宗教を診察する宗教醫があるならば、それは明かに敏醫者で誤診と云はねばならぬ、そんな判断は誤つたものであると謂はなければならぬ。

而かのみならず、翻つて考ふるに、記紀の神代卷の如きは、舊約全書の創世記にも匹敵す可きもので、若創世記がバイブルの一部として、それが基督教聖典の一部を形作つて居る以上は、記紀の神代卷も亦國家的神道の聖典とも稱することが出来るのである、是れ記紀を屢神典と呼ぶ所以である、斯くの如く考へて来れば、國家的神道も亦必ずしも聖典が無いと云ふ譯でも無く、考へ様に由つては、有聖典教とも云へるのである、之れに反して當然自明の理である如く、有聖典教と思はれてをる佛教の如きも、その有聖典教となつたのは、嚴密に云へば佛教の開祖釋尊の滅後、初めてさうなつたので、所謂佛典結集の擧が度々あつて後の話である、あゝ云ふ浩瀚の一切經が結集された後に、佛教は有聖典教となつたので、大事な佛教の開祖、釋尊在世の當時に在つては、何等經典も無く、寧ろ此點からは、釋迦在世の佛教は無聖典教であつたとも云へる、基督教や回々教に就ても、又略同様の事が云へるのである、耶穌在世には新約全書は成立して居なかつた、回々教もその開祖モハメット在世には十分完備した聖典コランは無かつたのである、かう云ふ立場から云へば、佛基回の三教とも常識的には聖典を有つてをると思はれてをるものでも、その開祖の當時には、依然として無聖典教であつたとも云はれるのである、さう云ふ譯だから國家的神道には、聖典が無いから宗教でないと云ふ結論には到達出來ないのである、如何に讓歩して考へても、それは有聖典教で無いにしても、無聖典教と云ふ一種の宗教であると云ふ結論は動くまいと思ふ。

第九節 他依教(客觀教)と自依教(主觀教)より見たる神道

宗教は又之を二大別して、他依教(客觀教)と自依教(主觀教)とすることが出来る、自依教の標本は釋迦自身の佛教や禪宗の如きは、之を代表し、他依教は基回二教等、何れも皆之れに屬してをる、則ち信者以外に客觀的の神を認めて、之を崇拜の對象物とし、何等かの意味で、その客觀的な宗教的對象物に依つて人間の救済を求めると云ふものは、皆他依教である、その意味に於て幼稚な天然崇拜でも、將又眞宗の阿彌陀如來の他力廻向の教でも、皆他依教である、他依教は宗教的對象を自己以外に認める客觀教であるが、自依教は之を直ちに自己分内に求めて來る主觀教である、主觀教に於ては、宗教的對象である神が、全く信者自身と一に歸して止むのであるから、此には祈る可き人と祈らる可き神との合致を示し、従つて主觀教たる自依教に於ては、祈禱が無くなるのである、否祈禱が全然無いのでは無くして、主觀客觀、神と人との歸一が、完全に行はれて、そこには他依教に見る様な客觀的の神に依り頼むてふ意味の祈禱が、自然消滅に歸したのである、一色一香無非中道で、一切の諸象皆是れ法爾自然の妙境界である、斯かる般若の實智と妙合歸一したものは、相對差別の境界を離れて、絶對の至境に止住する、斯かる妙境界に在つては、最早や祈禱念願等諸有祈禱を超越して來る、是れ則ち三昧の境地である、法喜禪悅の眞境界である、大喜樂禪定の外、何物も無いのである、換言すれば、他依教の祈禱は、自力教に於ては坐禪觀念の如き禪定の様態に變化して來る、尙他の言葉で云へば、他依教の祈禱は、自依教に在つては、禪定の形、様式を取つて表はれて來る、而も翻つて考ふるに、他依教に在つても、祈禱と一概に云つた所で、それはさう皆同一ではない、高い宗教意識から表はれて來る

祈禱と低級な宗教意識から出て來る祈禱とは、天地雲泥の差がある、一錢二錢の賽錢を上げて、家内安全息災延命を買はんとする低級な祈禱も祈禱なら、祈る時には成るべく他人の眼に注かぬ様、獨り一室に閉ぢ籠つて、靜に天に在す父なる神に祈つて、此に神人の接觸同交を求めようとする祈禱もある、祈り求めぬ先きに、その子たる信者の需要を知つて、精神の糧を供給して下さる慈愛の父なる神に對して、唯その御名のみあがむれば足る所の祈禱もある、「嗚呼我神、我凡て」とは聖フランシスの宗教的に熱心な赤誠からほどばしつた祈禱の聲であつた、是れ則ち佛教的に云へば、他力廻向の祈禱であり、則ちそれは又不廻向と云ふことになるのである、絶對他力の中には、實は普通の意味に於ける祈禱は既に無くなつてをるのである、換言すれば他依教(客觀教)の極致も亦無祈禱の境界であつて唱ふれば佛も我も無かりけり南無阿彌陀佛の聲ばかりしてである、是れ則ち俳聖芭蕉の所謂

嗚呼松島や松島や

の心境である、木村南冥は之を稱して、

ハツと云つてウンと云ふたら是は扱はれやれこれは扱て〜

と云つた、こゝに自依教他依教、客觀教主觀教の兩者が遂に一に歸して止むのを見るのである、坂士佛が伊勢大神宮參詣記に於て、

當宮參詣の深き習は、念珠をも取らず幣帛をも捧げずして、心に祈る所無きを内清淨と云ふ、潮をかき水を浴み、身に汚れたる所無きを、外清淨と云へり、内外清淨になりぬれば、神の心と吾心と隔無し、既に神明に同じ、然らば何を望みてか祈請の心ある可きや、これ眞實の參宮なりと承りし程に、渴仰の涙止め難し、

と云つたのも是れである、斯く考へて来れば、回々教の教祖モハメットや佛蘭西の宗教哲學者サバチエが云つた様に祈禱は依然として、宗教の土臺石であり、大黒柱である、之れ無くては、他依教は成立せぬのである、神人の接觸同交の意識を體驗し兼ねるのである、而もその祈禱も、低級のものより次第に向上醇化して、遂にその極致に至り、宗教的に主觀客觀の融合歸一を見て止んだ境地は、最早や無祈禱である、此無祈禱なるものは則ち是れ最も深遠の意味を有する自然の大祈禱である、百千俱胝の舌を出し、舌ごと無量の聲を發してをる大音聲の默禱である、誰れか云ふ、釋迦自身の佛敎には祈禱がないから、祈禱は宗教成立の必至條件でないと、斯かる淺薄皮相の見解を持するものは、宜く余の上に述べた自依敎他依敎、主觀客觀敎に於ける祈禱の終始する所、低級な祈禱と高級な祈禱の異同する所以を熟視し、靜思し、三省して、祈禱の眞實義を體得せねばならない、而して神道に於ける祈禱は則ち如何、神道は客觀的に神の存在を認むる他依敎である、従つて神道には固より祈禱がある、國家の爲めにする戰勝の祈禱、人民よりは元首の御惱御牛癒の祈禱、年々五穀豐饒の祈禱（——祈年祭は則ち是れである）

明治天皇

とこしへに民安かれと祈るなる吾代を守れ伊勢の大神

大納言藤原爲氏

敎をして祈るしるしの神風はよせくる浪ぞかつくだけつる

斯かる祈禱は則ち國家的神道に於ける祈禱であつて、則ち之れあるが故に神道が國民的宗教であることが明かにされてをるのである、猶太の國民的宗教意識はヤーゴー神に左の如く祈つた。

エホバ降りてシオンの山……にて戦ひ……鳥の鎌を守るが如く萬軍のエホバはエルサレムを守り給はん……
爰にアツシリヤ人は劍に倒れん（イザヤ書、三一の八）

エホバよ汝の敵みな是の如く亡びよかし、又エホバを愛する者は日の眞盛に昇るが如くなれよかし（士師、五の三一）

右は我が神道に常見る、國家安穩、戰勝祈禱と、兩々相對して、その國民的宗教に於ける祈禱の意味が能く表れてをることを考察すべきである。

第十節 來世教と現世教より見たる神道

世人口を開けば則ち云ふ、宗教は未來を説き、來世を語るものである、宗教にして來世や未來を説かぬものは無い、然るに國家的神道は來世教でなくて、現世にて國家の安穩五穀豐饒の如き事のみ、その神に祈願してをるものである、それだから神社信仰神社祭祀は宗教でないと、かう云ふのである、然るにこゝに面白いことには、天下有数の宗教であつて而も未來世を以て斯敎の中心としないうで、却つて現世を以てその敎の目標としてをるものがある、釋尊自身の佛敎は如何、耶蘇自身の説いた基督教は如何、ザラツシュトラの波斯敎は如何、猶太の宗教的天才であつた預言者の説いた預言者敎は如何、斯かる堂々たる第一流の宗教が、何れも來世を目標とする來世教でなくて現世教である、これは實に常識者の意外とする所であらう、先づ第一に釋迦自身の説いた佛敎の理想地である涅槃なるものは何であつたかと云ふと、現世到達の涅槃であり、心解脱の至境に體達した人は、則ち此涅槃を現世に實證した人である、佛敎の師

主たる釋尊は則ちその生きた標本である、而して來世の有無など徒に口角沫を飛ばして議論してをる外道は、無用の

閑事業を事としてをるに外ならないと警告されてをる、是れ最も好き現世教の標本である。故に曰く

慎莫念過去、亦勿願未來、過去事已滅、未來復未至、現在所有法、彼亦當爲思（中阿含經）

耶蘇は又徒に明日の事を思ひ煩ふことなく、今日の事を忠實に考慮さへして行けば宜しいと云ふことを教へてをる。

是故に明日の事を憂へわづらふ勿れ、明日は明日の事を思ひわづらへ、一日の苦勞は一日にて足れり（馬太傳、七

の三四）

耶蘇は又天國は遠き未來に求むるに及ばず「天國は既に汝等の中に來てをる」と教へてをる、是れ又耶蘇の宗教の現世主義を遺憾なく道破してをる點である、而して是れ實に古代イスラエルの預言者がその正義の神に面接し、その神と言語を交換し、神と接觸してをつた所の所謂神の人であつて、其處に預言者の宗教が存してをつた、其處は獨逸の神學者シュライエルマツヘルの所謂有限なる人間が無限の神の中に融合して、一になつた所であつて、有名なる耶蘇傳の著者ルナンの言を藉りて云へば、預言者は正義の神の中に心的に陶醉してをつた、そこに預言者の解説があり救済があつたのである、是れ又預言者の教が現世教である所以である、死後人間の靈魂が青鸞の形になつて、天上遙に飛び行くものだ云ふ古代埃及人のもつてをつた如き自然的宗教の來世觀を高調する教となれば、宗教でない云ふ譯には行かぬ、蓋しさう云ふ自然的宗教の來世觀より數層進歩した預言者の文明教は、縱令それが斯かる來世觀を有たなくても、立派に宗教として千萬人の認むる所であるからである、ザラツシュトラの宗教亦現世に於ける道德的な精進力行を以て其教旨としてをることは、戊申詔書の勤儉力行、自強不息の皇訓と、極めて能く酷似してをるから

である、而もそが立派に宗教として立つてをることは、十目十指の等しく是認する所である、斯く考へて來れば、國家的神道が、如何に現世的の教であつたからと云つて、それだからかゝる神道は宗教でないと速断する譯には行かないのである、宗教の中には來世教あり、現世教あり、而も今日生きてをる宗教の中、佛基二教は勿論の事ザラツシュトラの宗教イスラエルの預言者教等、宗教の錚々たるものが、等しく現世教であると云ふことは、大に注意す可き事項であつて、國家的神道が單に現世利益をのみ主としてをる現世の教であるとしても、それだから國家的神道が宗教でない云ふ結論には毫も達せられないのである、寧ろ宗教は之を二分して、現世教と來世教として考へ、而して國家的神道は宗教的天才であつた釋迦自身の佛教や耶蘇自身の基督教やザラツシュトラの波斯教やイスラエル（猶太）の預言者教の如く、來世教でなく、現世教に屬するものとして考へた方が穩當であると思ふ。

第十一節 有造物主教と無造物主教より見たる神道

神道の神は、バイブルの創世記に見る様に、天地萬有を無から創造した所の神即ち造物主では無い、それだから神道は宗教でないと論ずる人がある、然し是れ又論者の比較宗教學上の知識の貧弱を示すものであつて、その論鋒で行けば、立派に今日宗教と認められてをるもので、宗教たるの權利を剝奪されるものが澤山出て來る、神人同格教系の宗教は大抵宗教たるの特權剝奪の不幸を見るに至るであらう、例之、眞宗の如きは、自他共に許す一つの宗教であるが、その教の中には一もバイブルに見るが如き造物主は無い。

阿彌陀如來と云つた所で、元は法藏比丘と云ふ人間が修行の功德に由つて悟を開いて阿彌陀如來と成つたので、決

して造物主では無い、又希臘の主要なる神ツオイスの場合も同様であつて、ツオイスはオリンポス山上の神界統御者であり、神及人の父及王と呼ばれてはをるが、ヤーエー神の如く天地宇宙の創造主では無い、神道の神々は神人懸隔教系の神で無く、どちらかと云へば神人同格教系の神であるから、神が鳥々を産れたことは記紀に記してあるが、之れを創造されたとは書いてないのは當然なことである、然しそれだからと云つて、神道は宗教でない云ふならば、眞宗の如き佛教でも、希臘の古代宗教でも、何れも皆宗教で無い事になつて仕舞ふ、斯くの如き不合理は無いのである、それだから結論は、神道には造物主が無いから、神道は神人懸隔教系の宗教では無いが、依然としてそれは神人同格教系に屬する宗教だと云へるものである、則ち神道は一つの宗教であると云へることは勿論である。

第十二節 既滅教と活存教より見たる神道

噴火山に活火山と死火山とがあり、言語に死語と現今尙使用されて活きてをるものとが有る如く、宗教にも今日尙生きて現代人の信仰となつてをるものと、既に死滅に歸して仕舞つて、その信仰は過去の遺物となつて仕舞つたものとの二つが有る、前者は活存教であり、後者は既滅教である、佛基回の如きは前者の適例であり、古代各國民の宗教中希臘羅馬の宗教、埃及バビロニヤ、アツシリヤ等の宗教は皆後者に屬するのである、後者はその學問上の興味も、一に考古學的のもので、それ以外の興味は先づ無からう、今この既滅教と活存教の二方面から考察するに、神道はその何れに屬するかと云へば、アストン氏の如きは、誤つて神道を以て既滅教の如く考へ、その研究上の興味は一に考古學上のものに外ならぬと斷言されてをるが、それは全く誤解で、神道は國家的神道でも宗派的神道でも、共にまだ死

滅しては居らない、現に生きて日本人の間に信仰されてゐる活存教である、それは現に日本國民日々の精神上の糧と爲つてをるのである、アストンが神道を以て過去の遺物の如く考へたのは、恐らく神道が佛教渡來以後その宗教上の活動を佛教に譲つて仕舞ひ、欽明天皇十三年以來、日本の宗教は神道で無く、佛教だと連斷した所に、その誤謬の眞因があるのでは無からうか、日本へ佛教の渡來した後、神佛の關係は、西洋へ基督教が渡つた後、西洋從來の諸宗教を潰滅させて仕舞つて、基督教獨り歐洲の宗教界を作り出したのとは大に趣を異にして、佛教と共に神道は依然として日本國民の宗教意識上に活躍してをつて、以て今日に至つてをるのである、今日神道十三派が其信者を有してをること、佛教各宗と何等異なる所が無いのは云ふ迄も無く、國家的神道も、平素は神社の奉仕と國民教育の中に在つて、民心を支配し、一朝事あれば、それ〴〵の場合々々に應じて、神社は或は戰勝祈禱の靈場となり、或は國家の安寧皇室の御繁榮を祈願する聖所と云ふことになつて活潑に活動して來る、此にも神道が今日尙國民の意識上に活躍してをる事を證明するものである、故に神道は既滅教で無くして、活存教であると云ふことが云へるのである。

第十三節 固有教と輸入教より見たる神道

日本の場合で云へば、神道は固有宗教であり、佛基二教の如きは輸入教である、西洋で云へば、古代希臘羅馬の宗教、ゲルマン民族の宗教の如きは、その固有教であり、基督教の如きは輸入教である、是れ一見、嗜易きの理であつて而も此點を動もすれば看過し勝の傾向がある、その結果固有教も輸入教も、全然同一の宗教として、國家の法律上で待遇せなければならぬものと見て來る所から、意外の邊に結論が及ぶことが有る、然し固有教と輸入教とは、どう

しても、國家國民の上から考へれば、その取扱の上に或種の相異が出て来るのは止むを得ぬことである、否さう云ふ相異が有るのが寧ろ當然の事であると余は考へる、之れは恰も日本人と外國人とは、如何に國際的對等的に交渉してをつても、國籍の違つた外國人を全然本國人と同一に遇すると云ふことは出来ないのが當り前である、又さうされては御互に不便な場合が生ずることを免れぬ、此兩者を全然同一には取り扱ひ兼ねる場合も少なく無いのは、亦世間通念の然らしむる所である、宗教界にも亦此事實の有るのは、國家の立場からは至當の事であると思ふ、仍て固有教と輸入教の區別は、憲法上信仰の自由などを論ずる場合は、宜く牢記し置く可き事項であると思ふ。

第二章 孔子教を回顧して神道との比較に及ぶ

國家的神道が宗教であるか無いかを論明する補助として、爰に一瞥を拂つて置いて好いと思ふものは、孔夫子の教である、全體日本では孔子の教は道德政治の教で、宗教では無いと始めからきめ込んでをる人が多い、然るに西洋人の著した世界宗教史を繙いて見ると、支那の宗教を叙して、必ず孔子の教をその中に述べて居ないものは無い、是れ西洋人は孔子の教をも支那の宗教と見るから、之を世界の宗教史中に入れてをるのである、そこで此に起る問題は、孔子の教も亦宗教と見られるかどうかと云ふ事である、之れは國家的神道が宗教で有るか無いかを定むる上に於て、多大な参考となるものであるから、こゝにこの事を考究して置かうと思ふ。

第一節 孔夫子の教に於ける天の信仰

孔子の教は、基督教とも違ひ、佛教とも様子が變つてをる、その説く所は治國平天下であつて、どうしても道德政治の教であり、宗教とは縁が遠い様に見えるが、能く仔細に分析して見ると、孔子の道德政治の教には、その根柢になつてをる所の超自然的な又人感的な天の信仰が有る、この超自然的存在者で而も人間と常に交渉して、人間の行爲を監督してをる存在者たる天の信仰が、孔子の考の根本になつてをる以上は、孔子の教は單なる道德政治の教と云ふ文けで無く、それは一種の宗教であると思つて差支ないと思ふ。唯その天なるものが、イスラエルのヤーエー神の如く、將又希臘の宗教のツォイス神の如く、人形的人格的で無いと思ふ。孔子の天は人形的人格的では無い

が、人間の祈に應じ、無形に見、無聲に聴く存在者である、則ち孔子の天は人感的である、かう云ふ天の信仰の存する以上、孔子の教は一種の宗教と見なければならぬ、孔子は天をどう云ふ風に見て居つたかと云ふに、人感的主宰者としては、

子曰不怨天、不尤人、下學而上達、知我者其天乎(憲問)

吾誰欺欺天乎(子罕)

と云ひ

子曰天生德於予、桓魋其如予何(述而)

子曰、天何言哉、四時行焉、百物生焉、天何言哉(陽貨)

獲罪於天、無所禱(雍也)

と云つてをらるゝ所から見れば、孔子の所謂天は、矢張孔子自身に取つては、立派な神なのである、唯それが元來散文的で詩的でない頭腦の所有者である孔夫子に於ては、希臘の神話に見る如き神人同格教的なツオイスの神となつて表はれて來ない迄のことである、そこで孔子の天の信仰は孔子教が一種の宗教である基礎根柢を形ち作つてをると云はなければならぬ。

而かのみならず、斯る天の信仰の下に、孔子は立派に安心立命をして居られたのである、是れ孔子の得脱であり、心解脱の至境であり、佛教風に云へば、得涅槃の境界であつたと思ふ、故に曰く

子之燕居、申々如也、天々如也(述而)

子曰、飯疏食、飲水、曲肱而枕之、樂亦在其中矣

不義而富且貴於我如浮雲(述而)

子曰、君子坦蕩々小人長戚々(述而)

子曰、朝聞道、夕死可矣(里仁)

と、是れ實に孔子の天の信仰の下に、體得し來られた安心立命を語るものである、西郷南洲翁の所謂人を相手とせず天を相手とする底の安心立命で、是れ則ち孔子の宗教である、平田篤胤は孔子は内心深い宗教的敬虔の念に富んで居つたことを、平田翁自身の神道信仰の経験に訴へて、左の如く、説明してをる、大に孔夫子教の宗教的形相を觀取することが出來ようと思ふから、此に我が復古神道の大家平田翁を藉り來つて、余の説明に代へやう。

かの論語に、孔子の神靈を祭りたる時の有様を記して、祭如在、祭則神、神如在とありますが、是は孔子の神祇にもあれ、祖先の靈祭にもあれ、其祭る状を見るに、其處にとむと其神の形を現はして、存すが如くで有たと云ふことで、孔子の賢き心に、神の實有なることを知ては、斯く有べき事と云ふ(但し是は世間の儒者等に、心得違をして、祭ること在于すが如くせよ、神を祭るは、神の在すが如くせよと、孔子の教へた事だと云者が有るが、さうでは無い)また雖蔬食菜羹、必祭、必齋如也ともあり、孔子は常に食する所の蔬食、また菜羹の類と雖も、必ずやまひ齊むで、先祖に備へ、祭つたと云ふことと云ふ(此二條は孔子の神靈に對してする状を、弟子等の親しく見て、記し置いたので、から人ながらも、眞の道をたどる人は、かくの如くでありますから、況て御國に生れて、古の道を信する人は、かやうある可きことと云ふ)……(玉禱、第十卷)

平田篤胤が考へた様に、孔子接神の實意識、その神人の共在俱存の意識に、孔子教の宗教性が能く發現してをると思ふが、之れを神道若くは神社信仰と兩々相對してその何れにも、斯る接神の實意識が存在する所に、孔子教だらうが、神社信仰だらうが、何れそれが宗教となつて來ると云ふことを示す爲めに、萬葉の古歌を引掲して置かう、讀者は能く虚心坦懐、靜に熟讀玩味されんことを希望する。

海原の、へにも沖にも、神づまり、うてはきいます、諸の大神等船の邊に導きまをし、天地の大御神たち、倭大國魂久堅の天の御虛ゆ、天かけり見渡したまひ、事終はり還らむ日には、又更に、大御神等、船の邊に御手うちかけて、墨繩をはへたる如く、あてがをし、血鹿の崎より、大伴の御津の濱びに、たゝはてに、御船ははてん、つゝみなく、幸きくいまして、早やかへりませ(第五)

第二節 孔子教に於ける孔夫子の位置

宗教の開祖、釋迦耶蘇の如き、その所謂教主の位置を、其宗教系統の中に考へて見るに、世界的宗教は凡て個人單位であるから、それが教主の場合にも、推し及ぼされて、教主の位置が各宗教の大切な役前を演じてをる、そこで釋迦の佛教の場合では、釋迦自ら天中天 Dharmadiva 即ち神の中で一番えらい神と云はれ、こゝに教主自ら崇拜の目標となつた、神人同格教である佛教の場合では、教主釋迦は即ち神である、それは宗派神道に於て、宗忠大明神出で、金光大神が現はれたと同一である、耶蘇の場合では、元來神人懸隔教の系統から出てをるから、教主耶蘇自身直ちに神の位置には登らなかつたが、神と最も親縁の有る神の子の位置に上つたのである、そこで耶蘇の弟子ポーロの神學

になると、神よりも教祖耶蘇の方が却て重きを爲す傾向さへ見えるのである、こゝにも世界的な有開祖教に於ては、教主の位置がその宗教の中に、如何に重要なものを占めてをるか分かる、孔子の場合は即ち如何、孔子は耶蘇や釋迦に比して、その教系中に如何なる位置を取り來つて居るか、斯く考へ來ると云ふと、孔子は釋迦とも異り耶蘇とも違つて、元來散文的頭腦の支那人に生れ、そこに教を説いたのであるから、詩的想像に由つて、孔子の在世に於て、教主孔子を十分神格化するには至らなかつた、而かも他の偉人に比べて、孔子が、一頭地を抜いてをつて、それは單にデグリー即ち程度の差丈では無く、カインド即ち種類の差になつて表はれてをることが知られるのである、則ち元來散文的頭腦の支那人の思想像の力に叶つた限りに於て、矢張教主たる孔子を人間以上の位置に祭り上げてをる、孔子の弟子子貢が、外の偉人は、畢竟どん栗の背比べに過ぎないが、孔子に至つては全く人間を超越してをる、他の賢聖を以て山の高きに比するならば、孔子は天の如く高く、日月の遠きに比す可きである、如何に泰山高しと雖も、之を躡え得ざるに非ず、而も天は以て階して到る可からず、日月は棧道以て達することは出來ないのであると同様、孔子は到底普通人間の比肩す可き所でない、かう論じてをる。

子貢曰、譬之宮牆、賜之牆也、及肩、窺見室家之好、夫子之牆數仞、不得其門而入、不見宗廟之美、百官之富、得其門者或寡矣(子張)

他人之賢者丘陵也、猶可踰也、仲尼日月也、無得而踰焉、人雖欲自絶、其何傷於日月乎、多見其不知量也(子張)

とは、則ち是れである。

こゝに孔子の人格を通して、神格の光を朦朧ながらも、その弟子が見てをつたことが分かる、此に孔夫子の孔子教に於ける位置と、他の佛教基督教などの教主の位置との異同を窺ひ知ることが出来る、孔子の場合では、その教主の人格を通して、弟子が神格の光を見たこと、釋迦が「天中天」即ち神の中の神となり、耶穌が「基督生ける神の子」となりて現はれた程、鮮明には行かないのである、こゝに佛儒基三教の間に、夫々斯教の特色を見ることが出来るのである、子貢に由つて、孔子は一方超人間の位置を與へられ、他の宗教の開祖と略ぼ同様の高御座に達したが、他方に於ては、孔子は何處々々迄も聖人であつて、單に人間中の偉傑に過ぎないとされた、孔子の場合では、他の人間と種類を異にしてをるものだと云ふ方面は、餘り多大に高調されて考へられなかつた、則ち孔子は通常神と呼ばれずに、聖人と稱せられた、聖人とは何であるか、聖人と雖も、吾人と大して違はないことを述べて、孟子は一方では聖人と我同類者(告子)と云ひ、

顏淵曰舜何人也、予何人也、有爲者亦若是(滕文公)

と喝破してをるが、他方に於て、聖人と神との關係を述べて、孟子は又

聖而不_レ可_レ知_レ之、之謂_レ神(盡心)

と云つた、則ち私見に據れば聖人てふ性質に不可知的と云ふ分子を附加すると、爰に神と云ふ觀念が生れて來ると教へた、孔子の場合は餘りに、不可知的てふ要素が無さ過ぎるのである、茲に孔子は何處々々迄も聖人であつて神でないと思はれて來るのである、而も其人格の崇高偉大なる、到底他の賢者の企及する所で無いと云ふ點から、遂に散文

的な支那人の頭腦にさへも、孔子が天に懸つた日月の如く、人寰を超越してをるものであることを明かにして來てをる、こゝに佛基兩教の開祖と同様に、教主の神的な位置が、孔子教に於ても、等しくほの見えて居る次第であつて、こゝに孔夫子の教が、散文的な頭腦の有ち主たる支那人に取つては、立派にその宗教たる役前を成し遂げて居ることとなるのである、是れ西洋の學者が、支那の宗教を論ずるに方つて、先づ指を孔子教に屈する所以である、後世釋奠の禮なども矢張り支那と云ふ別天地に行はれた一種の宗教的儀禮と見れば見られぬことは無いのである、此に於て、元來神人同格教で、人間殊に偉人に於て神の光の顯現を直ちに觀取するに敏なる日本へ來ては、孔子も亦孔聖神社として神社の祭神に古來祀られて仕舞つた所以である、讃岐綾歌郡龍宮の孔聖神社の如き則ちそれである。

斯くの如く考察して來る時は、普通日本では、從來單に道德政治の教とのみ見て居つた孔子の教も、矢張り支那國民固有の一宗教であることが分るが、その點は聽がて又日本の神社信仰が、日本固有の一宗教であるのと兩々相對して、その宗教性を吾人に告知するものでは有るまいか、若し夫れ孔子教が現世的で其道德の教に富んでをる點から云へば、釋迦の八正道の教に基づく道德的な現世的涅槃(現法上の涅槃即ち有餘涅槃)の教にも、十分比較は取れるが、尙更に吾人をして好き對照だと思はしめるものは、波斯のザラツシュトラ自身の宗教であると思ふ、ザラツシュトラの宗教は、現世の道德實行を重んじ、勤儉力行自强不息の行爲、是れその宗教であると説いてをる、斯く迄道德を力説する點は、戊申詔書を拜讀するが如き感があるが、その道德主義は、孔子の道德教と相距ること甚遠く無いと思ふ、唯ザラツシュトラの場合は、アフラマツタの一神の信仰が表立つて其教の中心點を形成し、之れがその教の外面に現はれて活動してをるし、孔子の場合は、「夫子の性と天道とを言ふ得て聞く可からざる」主義で、その天の信仰が、明白

に外部表面に現はれて活動して居らぬから、一見して宗教たる様子が缺如して来るけれども、それは國民々々に由る性質の異同から、この差異を生じ來つたのであつて、孔子教が支那國民の宗教であると云ふ點に於ては寸毫も増減無いのである。

第三章 宗教の自體より見たる神道と神道の要諦

第一節 宗教の形式的及内容的考察

以上各節に出入して、宗教を諸方面から考察し、之れと關聯して神道特に國家神道の宗教的性質を攻究して見たが、斯る種々相を有する宗教は、畢竟如何なるものであるかを纏めて見て置いて、更に其の上で、宗教をさう云ふ性質のものとした上で、國家的神道は、果して宗教であるか無いかその宗教の義解に訴へて此問題を決して見ようと思ふ。

宗教はその種類の如何を問はず、發達進歩の高下に關らず、下は咒物崇拜や天然崇拜から、上は佛基二教に至る迄、苟も宗教と云へば、凡て神(神的なるもの)と人間との一種の交渉關係である、即ち何等かの意味で人間以上の或ものと人間との特種の關係であると云ふことは申す迄も無い、故に宗教は形式的に之を定義すれば、宗教とは神人の特種關係是れであると云ふことになる、然し單に神人の特種關係と云ふ丈では、餘りに話が形式的に過ぎて、外延が廣過ぎる爲めに、内容が空疎貧弱になる恐がある、そこで更に内容の上から此に所謂神人の特種關係と云ふことは、

畢竟どう云ふものであるかを考へて見れば、之れは神人懸隔教と神人同格教、他依教と自依教とに由つて、其の様子が變つて現はれると思ふ、神人懸隔教又は他依教に於ては、その所謂神人の特種關係は、神人の接觸同交、神人の共存俱存と云ふ宗教意識として現はれて来る、我れ獨り居る譯で無い神と共に居るのだと云ふ意識である、耶蘇の弟子ピロがコリントス人に與へた書翰に、「神と偕に働く我等」の語が出てくるのは、之れが爲めである、故に神人懸隔教から考へれば、宗教は同一様な人と人との關係でなく、人間と何等かの意味でそれ以上の存在者である、神との交渉關係である、さう云ふ神と人との接觸同交、共存俱存の關係是れが宗教である、若し又神人同格教又は自依教であるならば、神人の特種の關係は、神と人が全然一に歸して止む状態であつて、神人の融合歸一と云ふ宗教意識として表はれて来る、釋迦自身の佛教の場合は勿論、神人同格教に於ては、神人の融合一致の有様に、神人の特種關係と云ふものが現はれて来る。

斯くの如く、人間以上の或ものと人間との特種の關係是れ則ち宗教に外ならないのである。此點は拙著『神道の宗教學的研究』(東京神田今川小路大燈閣發行)に詳論しておいたから、該書を更に一讀せられんことを希望する。

第二節 以上の視點より見たる神道と神道の重點

宗教のこの定義又は義解から、神道を考察して見るに、宗派的神道が宗教であることは勿論、國家的神道も十分宗教と云へると思ふ、何ぜならば、國家的神道の神は天然崇拜——咒物崇拜なども含めて——と人間崇拜がその主要なるもので、その何れも宗教であることは如上各節に出入した考察から明瞭であるからである、然し尙此點を明かに

する爲め、一二具體的な例を擧げて云へば、國家的神道の中に現はれた人間崇拜中、祖靈崇拜(所謂祖先崇拜)の如き場合でも、それは單に祖先の遺徳を追慕する丈の意味で無く、その祖先の幽冥界からの守護を祈願もし感謝もするの

で、こゝに祖靈崇拜てふ宗教が立派に成立して來るのである、これは單なる道徳的關係では無く、人と人以上の祖靈

たる神との關係になつて來るのである、こゝに宗教が存在するのである、榮花物語(卷五)に見ゆる藤原道長の願文に、

天地和合、風雨不違、祖考感應、垂冥助之令然也

とあるも、則ち是れである、是れ則ち神武天皇四年の詔に所謂

我皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬(日本書紀三卷)

であつて、栗田寛博士が、

我輩も……靈屋の祖神を拜し、また墓所に詣ては、必ず唯今他より歸り來りたり、神靈も悦び給へ……と白すを

常とせり、かゝる心を神もあはれとみそなはずらんと思ふが故なり、神は我目にみえざれども、神のみたまは我身

をみそなはし給ふなるべく思へばなり(栗田寛著、祭禮私考)

と云はれたのも亦同様である、明治天皇が

日の本の國の光のそひゆくも神の御稜威によりてなりけり

國民の上やすかれと思ふにもいのは神の守りなりけり

と仰せられたのも皆同じ御教である、建曆二年三月廿二日の順徳院の宣旨、新制廿一ヶ條は、最も此點を能く御示し

になつてをる、

抑吾朝、羣範、爲先敬神、萬機繁務、無過慎祭、是以治國安民、恐恐幽冥、恒例臨時、宜儼禮儀(群書類

從、十七卷の一〇〇)

神社に於ける祈年新嘗の御祭も、皆この神人の接觸同交、共在俱存てふ宗教意識の發現ならぬものは無い、水戸の

大日本史は御一代一度の大新嘗祭である大嘗祭の意味を左の如く述べてをる、曰く

凡大嘗祭 天子所 以報天祖及群神、散齋致齋、以漸交神明也……躬親進食奠酒、拍手稱唯、若面接

天神也。

と、大正天皇の御即位式の大嘗祭に方り、山縣有朋は左の如く歌ひ奉つた、

神と君の誠の通ふ時ならしふけ渡りゆく大嘗祭

と、山鹿素行又曰く

蓋交神之道在誠、至誠以祭祀則鬼神幽冥亦可格思矣(中朝事實)

明治天皇御製

眼に見えぬ神の心に通ふこそ人の心の誠なりけれ

北島親房の著と稱せらるゝ廿一社記は左の如く云つてをる、

不正祈禱、天地不與、非禮報賽、神祇不享……精明在身、志氣如神……身正心明、我身即神也。

以上は神人懸隔教的に考へても、亦神人同格教的に考へても、宗教の特色であり、その特質である神人の接觸同交、

融合歸一と云ふことが、國家的神道の特色を成してをると云ふことを明かにしたので、こゝに國家的神道が宗教であ

ると云ふ點丈は、明瞭になつたと考へる。

神道は歴史的に之を考へれば、其起原に於ては、主なる要素として、天然崇拜と人間崇拜とより成つてをたつたのであるがその發達の上から云へば、自然教期から文明教期に亘つて連綿として繼續して來てをる、さうして、自然的宗教時代に於ての人間崇拜としての天皇教は、文明教期に這入つても、依然として繼續して來てをるので、廿一社記の著者が、天皇が「明神」に在すのも、天皇は「身正しく心明か」な御方であるからであると讚嘆してをるのは、全く倫理的智的宗教時代に這入つての皇帝崇拜である、國家的神道は國民的宗教の範圍に在るものであるが、世界的宗教にその例を取つて考へれば、それは尙「佛心者大慈悲是」と云つて、佛を慈悲の塊と見、「神は愛なり」と稱して、基督教のゴツドを博愛の權化と見たのと同一範疇に屬するものである、明治聖帝の御人格を通して發し來つた神格の光を仰いだ我々日本國民は、之を代々木の原頭に明治神宮として御祀り申し上げざるを得ないのである、それは尙印度の佛教徒が教主釋尊の人格の中に、神格の光を認めて、こゝに「人天の師」若くは「天中天」即ち神の中でも殊に勝れた神であるとして、教主を神格位に欽仰したのと同一である、共に神人同格教系中の思想信仰であるから、この點は佛教も神道も、等しく同一形相を呈してをるのである、教主耶穌の人格の崇高に打たれて、その教主に於て神の子を認め、父なる神の靈光一閃を、その子たる教主耶穌は拜して、こゝに基督教が成立したのである、唯基督教の場合に於ては、元來神人懸隔教に出發點を有してをるから、耶穌の場合では、教主それ自身が全然神と合一はしてをらなかつたが、殆ど無限に神に近づいて、神父に對して、神子の位置迄登つてをたつたのである、此意味に於て、身正しく心明かにして、正直至誠の權化々身とも拜せらるゝ御方に、神の光を見ることは、當然の事柄である、此に文明教期

に於ける國民的宗教であり、又神人同格教たる國家的神道に於ける天皇教即ち皇帝崇拜が存在して來るのである、是れ日本人の尊皇愛國の精神が、同時に國民的宗教的信仰の形を取つて現はれて來る點である、こゝに國家的神道の神髓精華が存してをるのである、而て是れ則ち我が國體の神髓精華に外ならないのである、世間的に道德上の用語を以て之れを云へば、世々其美を濟し來つた所の國體美である、而も之れに宗教的考察を下せば、天皇教と稱す可きもので、文豪ラフカチオ、ハーンが忠孝教即ちリリジョン、オヴ、ロイアルチと稱したのは則ち是れである、又之を古來から大和魂とも稱してをつた、こゝに國家的神道の眞生命があり其神髓精華が存してをる、一朝此生命にして枯渴せんか日本國民はその存在を失ふ時である、何となれば、そは畢竟世間的用語で道德的に云へば、日本人の忠君愛國の精神であり我國體の本質であるがその所謂我が國體なるものが自然教期から文明教期を通じて、シオクラチック、ガブリエントで即ち一種獨特の神政々治の國家であるから之を宗教學的の用語に直して云へば、日本は天皇教を以つて立つてをる國家と云ふことになるのである、それ程深く日本人の忠君愛國心、尊皇報國の精神は宗教の色彩を取つて顯はれてをるのである、こゝに神道の至緊至要の重點が横はつてをるのである、學者にして勤王家の巨擘淺見綱齋が天顏を拜せらるゝは難有事に候……實に……神明を拜せらるゝ如く思はるゝ由、左こそ可有ことに候、我國の萬國にすぐれて自慢するに勝たるは、只このことに候

と云ひ、松岡雄淵(仲良)が

第令、儒生釋徒、異端殊道之類、村疋野夫、賈販奴隸之愚、惘々歎々、祈國祚之永命、護紫極之靖鎮者、此謂日本魂

と云つたもの又は是れである。

第四章 憲法の信教自由の問題と國家的神道の宗教非宗教問題

第一節 我が憲法の信教自由は制限的(條件的)か無制限的(無條件的)か

世間では我が憲法の信教自由とさへ云へば、直ちに何等條件無し自由である如く連断して居る人も往々ある様であるが、我が憲法第二十八條の信教自由は、決して無制限的無條件的では無い、或一定の條件の下に許された信教自由である、故に我憲法第廿八條には

日本臣民は安寧秩序を妨げず、及臣民たるの義務に背かざる限りに於て信教の自由を有す

とかう出てをる、それだから、若しこゝに國家の治安に妨害となる様なことを教へる宗教があれば、それは國法の禁する所であると云ふことは勿論である、丁度今日治安妨害となる極端な赤化思想左傾思想を宣傳すれば、國法の取締を受けなければならぬと同様である、例之極端な非戦主義を懷抱してをる宗教があつて、兵役の義務などを無視してもかまはないと云ふことを教へるとすれば、さう云ふ宗教は、如何に信教に自由だからと云つても、日本の國法は之を嚴禁せねばならない、是れ我が國民たるの本務に背くからである、も少し根柢的に云へば、我國體を破壊する様なことを教へる宗教があれば、さう云ふ宗教は、當然日本では禁止されなければならない、而もそれは一寸とも憲法に規定した信教自由の簡條に抵觸も何もして居ないのである、さう云ふ風に、憲法の第二十八條は一定の條件の下に

許された信教の自由であると云ふことを先づ忘れてはならない。

第二節 神道を自然教期の産物とのみ見る僻見

こゝで一寸話はわき道にそれるが、國家的神道を以て宗教としまいとす人の根本動機は、國家的神道の爲めに計つて忠なる爲めであつて、若し之れを宗教とすれば、神道は佛教と基督教の如き文明教とは、とても宗教界に中原の鹿を争ふに堪へない幼稚なものである、それは自然的宗教である、故に寧ろ神社信仰の如きは、之れを宗教と云はずに置いて、その點はきつぱりせず、寧ろ曖昧に濁して置いた方が得策であるとし、斯くして他の宗教の上に超然として、獨自の天地、避難地を、國家的神道の爲めに設けようとするのである、然しこれは大なる誤りであつて、神道發展の歴史に暗きが致す所であつて、神道は前にも述べた通り、獨り自然教期の宗教であるのみでなく、倫理的智的の宗教たる方面をも開拓して來てをる、神道が基督教の博愛や佛教の慈悲の原理に對立して、正直至誠の原理を開發し、之れに由りて、神を見んとして來てをるのも、亦之れが爲めである、神道は決して自然教期の産物とのみ見る可きもので無く、文明教期の産物にもなつてをる、その點からは必ずしも等しく文明教期の産物である佛基二教の向ふを張り得ない譯でもない、之れと相並んで、耻づかしくない程の精神的原理をその中に發生して來てをるのである、神道を單に自然教期の産物とのみ見る人は、その史的研究の不備から來る結果であると云ふことは第一章に於ける余の所説を回顧すれば、何人も首肯し得らるゝことであると考へる、此點から云へば、神道を佛基二教の強敵から救はんとする爲めに強いて、事實を曲げて迄も、之を宗教圏外に放逐し去る必要は毫も無いのである、國家的神道も亦正

々堂々、佛基二教と對陣して、宗教界中原の鹿を争ひ、實力の競争に依りて、榮譽の月桂冠を贏ち得るが宜いのである、何ぞ宗教界に於ける政府の特別な保護政策などに依頼して惰眠を貪つて居る秋ならんやである、斯う最負の引倒の議論は、國家的神道の爲めに、却て迷惑至極と謂はねばならぬ、這種の論者は宜く反省す可きである。

第二節 固有宗教と輸入宗教を同一視する論者の矛盾

國家的神道が、宗教であると云ふ聲を聞くと、連断する人は、則ち云ふ、それならば神社信仰も佛基二教も共に宗教だから、國家から同一様の取り扱を受けなければなるまい、佛基二教に、信教の自由が許されるならば——縱令それは或條件の下に許さるゝとするも、等しく神社信仰にも、之れが當附まるであらう、換言すれば、佛敎や基督教が信不信共に各人の自由裁量に任せられると同様、神社参拜も之をするもせざるも、共に亦各人の任意と云ふことになつて来て、國家の立場から、統一が付かず非常に困る事にはしないか、それだから神社信仰を宗教であると説明するのは善し悪しである、事實はどう有つても、政策上からは、神社信仰は之れを宗教でないと説明し去つて仕舞ふ方が便利である、好都合であると、かう云ふのである、然しこれは、固有宗教も輸入宗教も、全く同一に視ての議論であつて實際一つの國家と云ふ團體の目から見ると、さう千篇一律には行かない、例之その家の生え抜きの息子や息女と、他家から養子や養女に來たものとは、如何にその家の人だからと云つて全く同一に取り扱ふ譯には行かない場合もある、國産と外國産とを全然同一に取り扱ふ譯には行かない、内地産のものに課税せぬからと云つて、舶來品も之れと同様に、何等税關の制限をしてはならぬと云ふ議論は出來ない、如何に宗教だと云つて、固有教も輸入教

も、何等その間に區別を設けず、國家の取扱を同一様にせよとは無理な註文である、それだから、國家的神道が宗教學の研究の結果、一種の宗教であるにしたところが、之れは、國家的神道即ち神社信仰は、日本に取つては、その固有教であるはえ抜き、きつすいの教である、之れを以て、舶來輸入の外來品たる佛基兩教と、その國家の取扱を寸分違はぬ様にせねばならないと云ふ理由はどこにもない、斯るを事を云ふ論者は固有教と輸入教の區別に思ひ到らなかつた爲め、知らず識らず自家撞着の迂愚に陥つてをるのである、この矛盾迂遠を能く注意して見ねばならない。

第四節 國體と憲法、能規所規上の考察

國家的神道の神髓生命は、第三章第二節に於て述べた如く、我國體の眞生命である、それは世間的用語で云へば、國體の精華であるし、宗教的用語に直せば、國家的神道と云ふ我が國民的宗教である、それは道德的には大和魂、忠孝一本の教であるが、宗教的に云へばその重點は天皇教である、文豪ハーンの所謂リリジョン、オヴ、ロイアルチである、國家的神道の精髓は直に又國體の精華である、然るに翻つて日本の憲法はこの國體の眞精神精華を明激にする爲めに、之を從來の不文律から、箇條書に寫し直ほして、云ひ現はしたに過ぎない、故に憲法は此國體あつて後に、始めて出來たもので、國體は根本であり、能規である、憲法はそれから派生したものであり、所規である、能規は所規を左右し得るも、所規は能規を軒輊す可きで無い、國家的神道は、憲法以前の存在であつて、憲法は之れから生れ出し編み出されたものである、故に國家的神道は憲法に由つて、その信不信を指示されて後に、之を信奉すること、外來の輸入教である佛基二教の場合とは、譯が違ふのである、それでは冠履顛倒である、國家的神道は憲法の制

定前から早く既に存在してをつて、建國の昔から日本人の精神生活の根基を成して居つたのである、さう云ふ精神生活をするのが、日本人固有の宗教意識であつて、さう云ふ日本人の精神生活を基調として、それを箇條書に寫出して來て、ことに憲法が出来たのである。國家的神道を離れては、日本人固有の精神生活、日本人固有の宗教生活は無いのである、之を憲法の規定に照して、その信仰を左右せらるゝ如き舶來輸入の宗教と同一視す可きものでない、佛教にしろ基督教にしろ、舶來輸入の宗教は、之れ無きも、日本人の宗教生活に闕如しなかつた時もある、而も國家的神道無き所、遂に日本人の精神生活は、有り得なかつたのである、日本人に取ては斯る國家的神道は一日も無かる可からざる所の必然性に基づく根本的原本的なものである、こゝから憲法も出れば、教育勅諭の文字も現はれ、軍人に賜つた勅諭も拜さるゝに至るのであり、又聖德太子の十七條憲法も表はれて來たのである、斯く我國體の精華生命たる國家的神道は、憲法の能規をこそなせ、憲法に由つて左右さるゝ所の所規たる可きもので無い、そは憲法以前であつて、憲法を超越し、憲法以上である、否なそれは實に憲法を生んだ母體である、憲法はその子孫である、従つて憲法に由つてその信不信を規定され左右さる可きものでなく、憲法に先つて存せる日本人固有の精神生活であり、その信念であり、宗教である、日本人本有の先天的信仰であるとも云へるのである。外來の輸入宗教は、憲法の指圖を受けて、その信不信、採不採を定めなければならぬが、國家的神道は憲法に先つて存在してをつた日本人の固有の精神生活、信仰様式たる國民的宗教である、故に畢竟そこから憲法も生れ出て來たと云ふことを深く考慮に入れて見て來なければならぬのである。

第五節 宗教學者の見たる我が憲法の信教自由の意義

(一) 牢記す可き國民的宗教と世界的宗教の別

國家的神道が、憲法に由つて、その信不信を制定して貫つてから、或はそれを信奉し、或はそれを信奉せぬと云ふ段取になるのではなく、却て憲法の諸規定諸箇條の出来來るのも、國家的神道あつて始めて、之れ有るのであると云ふ理由は前節陳列した通りである、而て國家的神道は則ち日本の國民的宗教であるから、日本の國民的宗教は、憲法第廿八條の規定に由つて左右されるので無く、却てその規定の生ずる淵源根柢を成してをるものである、故に此の憲法の第廿八條には、國家的神道は、縱令宗教であつても、支配を受けないことになつて來る、詳言すれば、我國家的神道は、憲法の第廿八條を超越してをる、他の言葉で云へば、憲法第廿八條の能規^レなして居つて、その所規では無い、然るに眼光を一轉して、諸外國の宗教を考へて見るに、各國民の國民的宗教は、前に述べた通り、非傳道教であるから、日本へ布教さるゝ氣づかひ無い、その宗教の性質上さう云ふ管が無い、さうすれば日本に傳道しに來る宗教は、世界的宗教(傳道教)普遍的宗教に外ならないのである、そこで我憲法は之れ文を取り締る工夫をさへして置けば國家の立場からは、それで好い、則ち憲法の第廿八條は此の爲めの規定であると考ふ可きである、そこで憲法の第廿八條は、或一定の條件の下に、普遍的世界的宗教即ち傳道教にのみその信教の自由を許した規定であると見ることが出来る、換言すれば、憲法の信教自由の箇條は、當面の問題としては、佛基回の如き傳道教世界的宗教を如何なる條件の下に、日本でその信教自由を興へるか云ふ規定である、此の規定が憲法の信教自由の箇條と解することが出来る

る、宗教學上の研究結果から此の憲法の第廿八條を解釋すれば、當に斯く解す可きものであると余には考へられる。

こゝで一寸念の爲めに、斷つて置くが、日本の國家的神道は、斯く日本の國民的宗教だから、憲法の第廿八條の規定以外に存在の理由を有つてをるので、彼の准普遍的宗教であり、既に世界的宗教の性質をもその中に取り入れてをる宗派神道は、矢張自他共に現在許してをる通り、其の信教の自由と云ふことは、佛基二教と同じく、此の憲法の第廿八條の支配下に立つ可きものであると云ふことは勿論である。

(二) 國家的神道に現はれたる普遍原理

國家的神道の國民性を高調すると、聞く者は直ちに、神道はそんな狭いものではない、神道は萬國に通じ東西に互つて一貫した大道で無ければならない、日本のみに通ずると云ふ様な小道では無からうと言ふであらう、之れは一應御尤な議論であつて、國家的神道が日本固有の國民的宗教であるからと云つて、それは全く世界的には不通の教だと云ふ譯では無い、それは尙教育勅語が日本國民に賜はつた明治天皇の御教であつて、決して英國民や佛國民や將又獨國民に與へられたその教育勅語でなく、彼等異國民の根本義を、我が教育勅語に依つて律して行けと仰せられた次第では無い、換言すれば日本人教育の根本方針を御指示になつた聖旨に外ならない、而も教育勅語は、之を古今に通じて謬らず之を中外に施して悖らぬ天下の公道たる斯道を御示しになつたと同一である、教育勅語の直接に關係する所は日本國民に在るのだが、その根本義は、固より世界的普遍的の眞理に外ならない、古今中外に滯滞無く、融通無礙な萬古の大道である、之を教育勅語では忠孝の二字で御示しになり、軍人勅諭に於ては、誠の一字に御歸入になつて御示し遊ばされてをる、斯くの如く考察して來ると、國家神道が直接活動する舞臺は、日本國家、その對象は日本

國民であるが、その裏には世界人類を全然看過しては居らないのである、是れ國家的神道の中にも、正直至誠の如き普遍原理が、その根本を形作り作るに至つてをる所以である、是れ住吉明神の託宣と傳ふるものに、

我に無_レ神體、慈悲を以て神體とす、我に無_レ神力、正直を以て神力とす

とある所以である、國家的神道は、道德界に例を取つて云へば、國民道德に該當するものであつて、國民道德が一般倫理の學問と矛盾するどころではなく、能く之れと一致調和して行ける如く、國家的神道が、日本てふ一國民を主な對象としてをるからと云つて、それで以て、一般の倫理學の原理を全く無視する譯でも無く、又之れと全く矛盾すると云ふ理由も無いのである、否此の兩者は一枚の紙の表裏両面とも見ることが出来るのであつて、互に相輔け合ひをこそすれ、決して衝突矛盾するものでない、その一を擧げて云へば、他は全然之を無視し、敵視——せねばならぬと云ふ様なものではない、さう云ふ理由は毫も無いのである。

(三) 神道に於ける尊重す可き寛容の精神

こゝが聽て又神道に於て寛容的な精神の存することを證明する點であつて、神道は他の國民的宗教に比して、比較的多く寛容の精神を包蔵してをるから、日本國民に對してその自己の職責を完うすることを努めると同時に、成る可く廣く他の諸教諸派を包容することに躊躇せぬ宗教である、是れ神道に於ては、今日迄神棚と佛壇とが、一の家庭に於て一列に並存してをる所以である、之れを何れかその一に片付けて仕舞つて、他は全く之を敵とすると云ふ必要を認めぬ宗教である、推古朝の十二年に聖德太子が、あれ程佛教思想に充ちた十七條憲法を撰作されながら、同十五年に、文武百官を率ゐて天地に在す神道の神々神社信仰の對象たる國神を祭祀されてをるのは、此の事實を雄辯に物語

つてをるのである、神道の神に、一方ではイスラエルのヤーエーに似た妬の神の性質を有するものが全く無いではないが、他方には、セム民族の宗教とは、全然違つた寛容の美風を神道は有してをるのである、その美風とは、則ち神道に於ける、宗教上その寛容性の發揮である、則ち他の宗教を容るゝことに決して吝ならぬと云ふ性質である、然るに世には宗教の信念なるものは、その一を信奉すれば、他は全然之を排斥して立たねばならぬものゝ如く考へる人があつたのであるが、それは宗教信念と云ふ盾の一面をのみ見て、その反面を見ない謬見であると思ふ、成程斯る不寛容な宗教信念の發動は、之れをセム系思想の宗教たる回々教猶太教(基督教)等に於て著しく現はれてをるのであるが、神道や又はアールヤ系思想の宗教に於ては、概して見ることの出来ぬ事實である、印度の佛教の如きは、その標本であつて、その寛容性は、能く佛教史上に未だ曾て宗教戦争の惨害の跡を印せしめず終はつてをる、近くは印度のアクバール大帝が、婆、佛、回等の各宗教の學者を、一堂の下に會して、平和にその神聖なる宗教上の仕事を執行せしめられたことも、此の事實を能く吾人に物語つてをる、伯家神道の森昌胤が

何の國の果、山の奥にても……瀾漫する所の神氣……釋迦でも孔子でも……いかしおくが神の所爲なり(神道通國辨義、下)

と道破したのも、亦此の寛容の意氣精神が、神道に充溢してをる點を、遺憾なく示してをると思ふ。

皇太后陛下が

異國のいかなる教入り來てもとかすがやがて大御國ぶり

と仰せられたのは則ち神道に於ける此の寛容の御精神を能く體せられたものと拜察する。他の宗教を極めて寛容的に

包藏すればとて、それで以て宗教的信念の本性を傷けてをる如く解し、宗教と云へば頑迷固陋、他宗教の偶像破壊をやらなければ、本當の宗教で無いなどと思つてをるものは、偏にセム民族系統の宗教にのみ捕はれた考で、比較宗教學上、公平に一切の宗教を比較研究して之を達觀し、以て宗教信念の何物であるかと云ふことを歸納的に決斷した結論では無いと思ふ、神道はその寛容性に富んで、佛基二教その他如何なる宗教でも苟も眞理の友として語るに足るもののはどこ迄も是れと握手して、與に共に道に進まうとしてをる所にその高尚な神道の特色が存してをると見なければならぬ、過去に於ける神佛關係の歴史は又明かに此の事實の生きた記載であると云ふことを牢記す可きである。

第六節 諸教諸宗の一致點

神人懸隔教の不寛容性は、餘りに自他宗教の差別相に泥着し過ぎる、その結果、宗教を分つて、眞宗教と偽宗教に判然區別し、その一が正しければ、他は全く謬妄である、一は神の造つて與へたもの、他は惡魔の僞巧に由つて出來た作品だと考へてをつた、然るに第十九世紀以來、比較宗教學の發達は、此の謬見を根柢から打破し去つて、一視同仁、何れの宗教にも或種の眞理は必ず存するものであると云ふ事を達觀するに至つた、斯く考へて來ると、神道と云ひ、佛教と云ひ基督教と云ひ、何れもその外形形式は異つてをるが、その内容精神に至つては、毫末も違つてをるもので無い、共に宇宙の大眞理の一方面を、特に力を入れて説いたもので、其所に神佛基三教等と分かれて來るのであると結論せざるを得ざるに至つた、元是れ、地下に流るゝ同一の水である、而も之れを印度の地に掘れば佛教と云ふ名の付く井戸となり、西洋に掘れば基督教と命名する井戸となり、日本に掘れば神道と稱する井戸となつて現はれて

来る、その現はれた場所々々に由つて、井戸の名稱は違ふけれども、その水質に至つては、畢竟水素と酸素の化合から成つてをる同一の地下水に外ならぬのである、その成分は依然として水素と酸素とより成つてをるのである、それ以外には水は無い、それと同様に神道、佛教、基督教、その名は各異なるも、その本質は同一様の共通性を有してをるのである、古人が「偏執すれば是非あり達する者は異諍無し」と云つたのもこゝである、恰も是れ軍人勅諭に於ては、誠の一道を以て、御教となし給へるに對して、教育勅語に於ては、之を開いて忠孝の二道となし、「克く忠克く孝」と指示し給へると同一であつて、誠の一道も忠孝の兩道も、その外形こそ異なれ、その精神本質に至つては、寸毫も異なる所は無いのである、故に鳥傳神道の賀茂規清は左の如く云つた、曰く

皆天地の道……なり、如斯等の道を、我國に於て神道と號けし所以は、皆既に天照太神の道なる故によりてなり、此道世界一圓にして、道は神道あらずといふことなし、然るを唐の天竺のと云て、道を差別するは至らざるの甚しといふ可し(鳥傳中臣板、上)

元是れ同一の水である。その本質に至つては寸毫異なる所無きも、苟も日本人である以上は最も手近かにして掬し易き、日本の井戸に於て先づ汲むことを忘れてはならぬ、こゝに國家的神道が日本人に取つては常に如影隨形、切つても切れぬ關係に於て存する所以である、今此點を明かにする爲め、殘口増穂大和の語を藉りて最後の結語に代へよう。釋迦も孔子も和朝に生れ給はゞ、日本流の敷島の道の外は説宣給ふ可からず、國により所にしたがふ應化利物なり、いよ／＼日本にては神の掟を守る可し、天竺人の麓の道は佛法なり、支那の人の麓の道は儒法なり、日本人の麓の道は神の道なり、……登り得たらば鷲峯の月も西湖の玉兔も此國の明石の波に浮み走らん、(神路手引草上)(終)

| | |
|--|--|
| <p>昭和九年一月五日印刷 昭和九年一月十日發行 日本宗教叢書 第二回配本</p> | |
| <p>不許複製</p> | |
| <p>東京市神田區一ツ橋通町二 會社 東方書院 代表者 三井昌史</p> | <p>東京市小石川區入道町一〇八 共同印刷株式會社 代表者 若島 隆</p> |
| <p>發行所 會社 東方書院 電話九段三八四二 神田區入道町六八六一</p> | |

終